

福崎町工事等検査規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、財務規則の規定に基づき、町営及び補助事業に係る工事の検査について必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語は、当該各号の定めるところによる。

(1) 町営工事 町が施工する事業のうち、町長の権限に属するものに係る工事をいう。

(2) 補助工事 町の補助を受けて団体等が施工する事業に係る工事をいう。

(検査の種類及び内容)

第3条 町営工事における検査の種類及び内容は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 完成検査 工事が完成したときに、当該工事について履行の確認を行う検査

(2) 中間検査 工事の施工の途中において、必要と認めたときに行う検査で完成前において行い、完成検査時に出来形又は品質の確認が困難になると予想される場合に行う検査

(3) 出来形検査 工事の施工の途中において、部分払の請求、工事の打切り又は契約の解除があったとき、その他工事の出来形を検査する必要があるときに、既成部分の出来形について行う検査

2 補助工事における検査の種類及び内容は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 完了検査 補助金の概算払いのために必要に応じて行う工事に係る検査及び補助事業の完了を確認するために行う工事に係る検査

(2) 立入検査 補助事業の適正な執行を図るため、必要に応じて行う工事に係る検査

(検査員の任命)

第4条 予算執行者は、第3条の検査を行わせるため、検査員を任命する。

2 前項により定めた検査員は、技監または課長をもって充てる。ただし、次の場合においては課参事、副課長または、課長補佐を充てることができる。

(1) 50万円未満の町営工事の検査

(2) 補助工事の検査

3 前項の場合において、監督員と検査員を兼ねることはできない。

4 特に専門的な知識又は技能を必要とするとき、その他特別の理由があると認められるときは、所属課以外の課員のうちから検査員を任命することができる。

(検査の方法)

第5条 検査は、町営工事又は補助工事の出来形を対象とし、工事請負契約書(補助工事にあつては、補助事業関係規程等)、設計図書、仕様書その他関係書類に基づいて厳正に行わなければならない。

2 検査員は、検査を受ける者に、定めるところにより工事出来形図、工事途中の諸検査の結果を示す書類、重要部分の写真等検査に必要な書類を提示させ、又は説明を求めることができる。

3 検査員は、必要があると認められるときは、別の定めるところ(財務規則等)により、工事の対象物の一部について破壊検査をすることができる。

(検査の立会い)

第6条 検査員が検査をするときは、町営工事にあつては監督員及び請負人(代理人を含む。)、補助工事にあつては必要に応じ補助事業者又はその代理人を検査に立ち合わせるものとする。

2 検査員は、必要に応じて監督員以外の職員の立会いを求めることができる。

(検査結果の報告)

第7条 検査員は、検査の結果を予算執行者に報告しなければならない。

2 検査員は、工事に係る検査の結果、工事が契約の内容に適合したものであると認める場合は、財務規則に定めるところにより工事等検査調書(完成・出来高)(別記様式)を作成しなければならない。

3 検査員及び監督員は、前項の工事等検査調書に記名捺印するものとし、他の立会人には必要に応じて記名捺印を求めることができる。

(検査の中止等)

第8条 検査員は次の各号のいずれかに該当する場合は、検査を中止することができる。

(1) 請負人が検査員の指示に従わないとき、又は検査を妨害したとき。

- (2) 検査に立ち会うべき者が立ち会わないとき。
- (3) その他適正に検査ができないと認めるとき。

(手直しの要求又は命令)

第9条 予算執行者は、検査結果の報告により工事の手直しが必要なときは、期限を定めて請負人又は補助事業者に対し工事の手直しを要求又は命令しなければならない。

2 予算執行者は、請負人又は補助事業者から手直し工事が完了した旨の届出を受けたときは、手直し工事の検査を行うものとする。

3 検査員は、手直し工事が完了した場合は、手直し等の完了について再検査を行わなければならない。

(工事の成績評定)

第10条 検査員は、工事完成検査終了後、契約額が250万円以上の工事について別に定める福崎町工事成績評定実施要領により、工事成績採点表を作成し、工事等検査調書に添付しなければならない。

(緊急措置)

第11条 検査員は、検査に当たり事態が重大で、かつ、処理に急を要すると認められる事項があるときは、直ちに町長に報告するとともに、必要な措置をとらなければならない。

(業務委託に係る検査への準用)

第12条 前条までの規定は、測量、設計等の業務委託に係る検査について準用する。この場合において、これらの規定中「工事」とあるのは、「業務委託」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、業務委託に係る検査については第10条に規定する成績評定を省略することができる。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。